

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項第五号を次のように改める。

- 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号において「法」という。）中次の事項を行うこと。ただし、四以上の階数を有する建築物、延べ床面積が二千平方メートルを超える建築物及び新築、増築又は改築により、四以上の階数を有することとなる建築物又は延べ床面積が二千平方メートルを超えることとなる建築物に関する事項を除く。
- ア 法第十九条第一項の規定による届出を受理すること。
- イ 法第十九条第二項の規定により、指示すること。
- ウ 法第十九条第三項の規定による命令を行うこと。
- エ 法第二十条第二項の規定による通知を受理すること。
- オ 法第二十条第三項の規定により、協議を求めること。
- カ 法第二十一条第一項の規定により、報告させ、又は職員に立ち入り、若しくは検査させること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条の二第一項の規定による届出に係る勧告及び報告に関する事務については、なお従前の例による。